

令和6年第9回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月29日(火) 午前9時30分 ～ 午前9時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長	19番	畑 雄 二			
会長職務代理	18番	田 中 政 幸			
委員	1番	安 藤 直 樹	2番	千 葉 芳 枝	
	3番	五 十 嵐 勝	4番	山 田 和 正	
	5番	長 谷 川 彰 徳	6番	岩 間 秀 一	
	7番	貞 廣 樹 良	8番	赤 澤 良 一	
	9番	伊 藤 貢 三	10番	峯 崎 光 行	
	11番	鈴 木 英 昭	12番	吉 田 彰	
	13番	中 澤 裕 幸	14番	土 屋 典 昭	
	15番	太 田 秀 樹	16番	鈴 木 孝 典	
	16番	鈴 木 孝 典	17番	白 木 義 一	

欠席委員 (名)

4 説明員 山下事務局長 ・ 長江農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般報告
- 第4 推薦第2号 美唄市農業振興基金運営委員会委員推薦の件
- 第5 議案第32号 現況証明願の件
- 第6 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
- 第7 議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 第8 議案第35号 農用地の買入協議要請の件

令和6年第10回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和6年第10回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号14番土屋典昭委員、15番太田秀樹委員を指名いたします。
つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員長 (なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
ご質問ございませんか。
- 委員長 (なしの声)
ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
つぎに、日程の第4、推薦第2号、美唄市農業振興基金運営委員会委員推薦の件を、議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 長江係長 ただいま議題となりました推薦第2号『美唄市農業振興基金運営委員会』委員推薦の件について、ご説明いたします。これは、『美唄市農業振興基金運営委員会』委員を推薦するもので、【美唄市農業振興基金運営委員会規則】において、「農業後継者及び生産組織の育成等農業の振興対策などを審議するため、農業関係団体を代表する者で組織する」とあることから、畑会長を推薦することが適当と思われまます。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいま事務局から説明のあった、美唄市農業振興基金運営委員会委員推薦につきましては、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
- 委員長 (なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって、事務局説明のとおり推薦することに決定をいたします。
つぎに、日程の第5、議案第32号、現況証明願の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 長江係長 ただいま議題となりました議案第32号、現況証明願の件についてご説明いたします。
このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。
調査員につきましては、鈴木英昭委員を主任とする、吉田委員、中澤委員の3名により10月15日に現地調査を行いました。
申請理由は、全て地目変更登記のためです。
(議案朗読省略)

なお、調査場所につきましては議案第32号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、鈴木英昭委員から説明願います。

鈴木英昭
委員

10月15日に吉田委員・中澤委員、私の3名で現地調査を行いました。長年、農地として使用されていない状況のため、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の説明を終わります。

議長

ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員

(なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、全て農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。

場所につきましては、議案第33号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員

(なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番の審議を行いますので、山田和正委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

(山田和正委員 一時退席)

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり22ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第34号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、10月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委員

(なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(山田和正委員 着席)

引き続き、番号2番について審議を行いますので、赤澤良一委員は、審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

(赤澤良一委員 一時退席)

引き続き、事務局から番号2番について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり22ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第34号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、10月29日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(赤澤良一委員 着席)

引き続き、事務局から番号1番・2番以外について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1・2番以外についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、3番から12番が所有権移転、13番から17番が賃借権設定です。

(議案朗読省略)

番号10番と17番の関係性について補足説明をいたします。10番で米内氏が和田氏から所有権の移転を受け、その移転を受けた農地を17番で米内氏が自ら構成員となっている農業生産法人「株式会社米内農場」に賃借権設定を行うものですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号ただし書きにより農業生産法人の構成員が農地の取得と同時に取得した農地全てを当該農業生産法人に貸し付ける場合のみ、農地の所有権を取得することが可能とされているため、この法令に基づき米内氏への所有権移転並びに米内農場への賃借権設定の農用地利用集積計画について、同月の総会での議決を求めるものです。なお、番号3番から7番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり21ページ別添1調査書、8番から16番は個人が利用権の設定等を受けるものであり22ページ別添2調査書、17番は法人が利用権の設定等を受けるものであり23ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第34号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、10月29日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番・2番以外について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第8、議案第35号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました、議案第35号農用地の買入協議要請の件について、ご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認められたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第35号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長
委員
議長

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。

以上をもちまして、第10回農業委員会総会は閉会いたします。